

特定非営利活動法人 日本地域福祉協会 定款

第1章 総則

〔名称〕

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 日本地域福祉協会と称する。

〔事務所の所在地〕

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都江戸川区西葛西6丁目12番8号に置く。

2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を兵庫県姫路市大津区長松68番1号、兵庫県揖保郡太子町馬場284番地1に置く。

〔目的〕

第3条 この法人は、介護や福祉支援を必要とするすべての人々に対して地域福祉活動による支援を行うとともに、介護活動や福祉支援活動を行うすべての活動者、支援者（法人、団体を含む）に対して活動の支援や教育、情報提供等を行い、地域福祉活動の向上に寄与することを目的とする。

〔特定非営利活動の種類〕

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

〔事業〕

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 訪問介護員、福祉用具専門相談員、介護福祉士（以下訪問介護員等という）の育成
- (2) 訪問介護員等の育成に必要な教授項目の研究および教育方法の研究
- (3) 訪問介護員等の育成のための教授者の育成
- (4) 訪問介護員等の活動を行う者に対し、情報や技術の提供を行い支援する活動
- (5) 福祉に関する児童教育
- (6) 地域福祉を利用する人々からの相談に関する事業
- (7) 地域福祉活動に携わる人々、団体からの相談に関する事業
- (8) 前各号に掲げる活動を行うための個人、団体への寄付活動及び支援、援助活動
- (9) 介護保険法による次の居宅サービス事業

- 1 訪問介護
- 2 通所介護
- 3 痴呆対応型共同生活介護
- 4 福祉用具貸与

(10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 この法人は、その他の事業として次の事業を行う。

- (1) 訪問介護員等の育成に必要な教材の制作と販売
- (2) 訪問介護員等育成に関する資格、指定取得のための指導と支援
- (3) 介護、支援活動に必要なパソコン教育
- (4) 不動産業
- (5) 会員間の共済事業

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益が生じた場合は第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会員

〔種別〕

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員A この法人の事業を援助する訪問介護員等を育成する個人及び団体
- (3) 賛助会員B この法人の事業を援助する訪問介護員等およびこの法人により支援を受けた訪問介護員

〔入会〕

第7条 正会員及び賛助会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) 訪問介護員等の支援および育成の促進に関心あるもの。
- (2) 賛助会員は訪問介護員等の支援および育成等の振興に関心があり、かつこの法人の事業活動を援助する意志があるもので、この法人の定めた会費を納付したものであるもの。

2 正会員及び賛助会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

〔入会金および会費〕

第8条 正会員は別に定める入会金を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は別に定める会費を納入しなければならない。

〔会員の資格の喪失〕

第9条 正会員及び賛助会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 賛助会員について継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

〔退会〕

第10条 正会員及び賛助会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

〔除名〕

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

〔抛出金品の不返還〕

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員、職員

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
 - (2) 監事 1名
- 2 理事のうち1人を理事長、2人を副理事長とする。

〔選任等〕

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

〔役員職務〕

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故のあるとき、その職務を代行する。理事長又は副理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

〔役員任期〕

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定に係らず、後任の役員が選任されていない場合に限り、前項の規定により定められた任期の末日後、最初の社員総会が終結するまで、その任期を延長することができる。
- 3 補欠のため、または増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

〔役員欠員補充〕

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

〔役員解任〕

第18条 役員が各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為のあったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

〔報酬等〕

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 会議

〔種別〕

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

〔構成〕

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

〔権能〕

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
 - (2) 解散
 - (3) 合併
 - (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
 - (5) 事業報告及び収支決算
 - (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
 - (7) 入会金の額
 - (8) 賛助会員の年会費の額
 - (9) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）
- その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 事務局の組織及び運営
 - (11) その他運営に関する重要事項

〔開催〕

第23条 通常総会は、毎年1回6月に開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

〔招集〕

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

〔議長〕

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

〔定足数〕

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

〔議決〕

- 第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。但し、総会に出席した社員が総社員の過半数以上で、出席者の過半数の同意があれば、通知した以外の議決事項を議事とすることができる。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

〔表決権等〕

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

〔議事録〕

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

〔構成〕

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

〔権能〕

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

〔開催〕

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

〔招集〕

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

〔議長〕

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

〔議決〕

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

〔表決権等〕

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

〔議事録〕

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

第5章 資産

〔資産の構成〕

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金

(3) 賛助会員の年会費

(4) 寄付金品

(5) 財産から生じる収入

(6) 事業に伴う収入

(7) その他の収入

〔資産の区分〕

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業の2種とする。

〔資産の管理〕

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会計

〔会計の原則〕

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

〔会計の区分〕

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業の2種とする。

〔事業年度〕

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

〔事業計画及び予算〕

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

〔暫定予算〕

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

〔予備費の設定及び使用〕

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

〔予算の追加及び更正〕

第47条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

〔事業報告及び決算〕

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

〔臨機の措置〕

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

〔定款の変更〕

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

〔解散〕

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

〔合併〕

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

〔公告の方法〕

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第9章 事務局

〔事務局の設置〕

第54条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

〔職員の任免〕

第55条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

〔組織及び運営〕

第56条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第11章 雑則

〔細則〕

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。